

浦添市公式ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦添市公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲及び種類)

第2条 広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市が指定する位置とする。

(広告の枠数及び掲載規格等)

第4条 広告の枠数は、その都度、掲載するページのデザイン等を考慮し、市が決定する。

2 掲載規格等は、次のとおりとする。

規格(1枠につき)	掲載料
縦60ピクセル 横140ピクセル データ量 8キロバイト以内 データ形式 GIF形式, JPEG形式又はPNG形式 (静止画に限る。)	・トップページ 1月当たり 11,000円(税込) ※消費税及び地方消費税については、掲載開始時点の税率を適用するものとする。

3 前項に定める掲載料は第5条第1項第1号に掲げる場合に適用するものとし、第2号の方法を取る際は、競争入札等の手続きにより価格を設定するものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 市が公募等により広告主を募集する方法

(2) 市が広告代理店を通して広告主を募集する方法

2 市が広告代理店を通して広告主を募集する場合には、市ホームページに広告代理店の連絡先等を表示するものとする。

3 第1項第1号の場合において、広告主が広告代理店を通して入稿する場合は、掲載料の20%を広告代理店の利益とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月ごととし原則として毎月1日からその月の末日までとする。ただし、その日が次の各号のいずれかに該当する場合は、その日以降最初の平日（第1号及び第2号に掲げる日並びに1月2日及び1月3日を除く日をいう。）に広告を掲載するものとする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 広告の掲載は、掲載開始日の正午までに行い、掲載終了は最終日の午後5時15分までに非公開にするものとする。

3 連続する掲載期間は、最大12月とする。ただし、年度を超えて継続して掲載することはできない。

4 広告掲載期間中において、市の都合によりホームページを閉鎖する時間が生じたときは、別表第2に定めるところにより掲載期間を延長するものとする。

（広告掲載の申込手続）

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、ホームページ広告掲載申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（広告掲載の可否決定）

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、広告掲載基準を満たしているか否かを広告審査会で審査し、掲載可否を決定するものとする。

2 募集期間を設けた場合において、募集の枠数を超える申込みがあったときは、次に掲げる各号の優先順位により可否を決定するものとする。

（1）掲載期間が多いもの

（2）市内に営業所又は事業所を有するもの

3 前項に掲げる順位によってもなお募集の枠を超えて同一順位のものがあるときは、抽選により決定する。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに市が指定する方法により提出するものとする。

2 広告主は、広告原稿の作成に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 別表第3に定める不適切な表現を用いないこと。
- (2) フラッシュ、Java、JavaScriptの使用は不可とする。
- (3) 文字色と背景色の明度差(コントラスト)を十分に確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、市が定める期限までに市の発行する納付書により、広告掲載料を納入するものとする。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなかった場合は、市長は、広告主に対し広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料の額は、日割計算により算出した額(その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とし、利子は付さない。

(広告掲載の一時中止)

第11条 市長は、広告掲載期間中に次の各号のいずれかに該当することが生じたときは、広告主が適切な措置を講じるまでの間、広告掲載を中止することができる。

- (1) 広告主が広告からのリンクを指定したウェブサイトが存在しなくなったとき。
- (2) 広告主が広告からのリンクを指定したウェブサイトに、法令等に反する内容が存在したとき。
- (3) 広告主が広告からのリンクを指定したウェブサイトに、要綱別表に定める内容を含むウェブサイトへのリンクが存在したとき。
- (4) 広告主が広告からのリンクを指定したウェブサイトに広告主の管理が及ばなくなったとき。

(免責事項)

第12条 広告主は、次の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載中止による広告掲載料の返還、損害の補償等を市に請求しないこととする。

- (1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバー・コンピューターへの不正アクセス、通信回線等の事故・障害による停止

(広告の削除)

第13条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当した場合は、広告主に対し何らの催告なしにホームページから広告主の広告を削除することができる。

- (1) 破産、民事再生、会社更生、会社整理又は特別清算の申立てがなされたとき。
- (2) 解散又は営業停止の状態となったとき。
- (3) 広告主の信用状態に重大な変化が生じたとき。
- (4) 広告主が業務運営について行政当局から注意又は勧告を受けたとき。
- (5) その業務運営が公序良俗に反し、当該広告をホームページに掲載することがふさわしくないと判断したとき。
- (6) その他前各号に準ずる事由があると市長が判断したとき。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月19日から施行する。

別表第2（第5条関係）

閉鎖した時間	延長する時間
連続して3時間以上24時間以内	1日
連続して24時間を超え48時間以内	2日
連続して48時間を超え72時間以内	3日
連続して72時間を超え96時間以内	4日
連続して96時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して得た日数+1日

別表第3（第8条関係）

表現方法が不適切なもの
(1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現 (2) アラートマークを模した表現 (3) テキストボックスを模した表現 (4) プルダウンメニューを模した表現 (5) 市の実施する事業名に類似した表現